



災害時の納税減免のための3つの手続 —災害損失の申請方法

災害により個人又は営利事業者の財産が損壊、変質、毀損又は廃棄をした場合、租税公課の減免を申請することができます。災害時の減免のための3つの手続である「証拠写真」、「添付書類」及び「減免申請」に留意し、災害発生から30日以内に管轄税務機関に各納税減免手続を行う必要があります。添付の「災害損失時の租税公課の減免一覧表」をご参照ください。

営利事業所得税確定申告時の災害損失の損金算入に関する規定: 営利事業者が災害により、商品、原材料又は固定資産等に損害が生じた場合、営利事業所得税監査準則第102条の規定に基づき、災害発生後の翌日から30日以内に、損失リスト及び証明書類を添付の上、管轄税務機関に申請することにより、営利事業所得税確定申告において災害損失の損金算入が可能となります。

一、下記に該当する場合及び関連証明書類を添付し書面審査となる場合を除き、規定に基づく実地審査を受け、事実により認定される。

- (一) 損害対象物のうち保険加入部分又は会計士監査報告書を提供できる場合は、金額の多寡に関わらず、書面審査による。
- (二) 損害対象物のうち保険未加入部分で、損失届出金額がNT\$500万以下である。

二、添付すべき証明書類及び資料

- (一) 災害現場及び毀損物の写真(日付の記載が必要)
- (二) 保険又は公証機関が発行した損失リスト(保険未加入の場合は免除)
- (三) 営利事業者の固定資産又は商品、原材料の災害報告表。固定資産に属する場合は、災害発生前日までの財産目録及び原状回復のための支出に係る証憑のコピーを添付しなければならない。

三、災害により帳簿・証憑が毀損した場合、災害損失報告と併せて税務当局の調査員の派遣調査を申請する、又は確実な証拠を提出して事実であることを証明する。

四、災害で損害を受けた資産に賠償収入又は売却収入がある場合、収益に計上しなければならない。

関連リンク

- 財政部税務ポータルサイト <https://www.etax.nat.gov.tw/etwmain/> (トップページ/書類及びファイルダウンロード/申請書及び記入例ダウンロード)よりダウンロードし、プリントアウトすることが可能です。

(添付)災害損失時の租税公課の減免一覧表

項目	申請事項	申請書の名称	申告(申請)期限	受理機関
個人所得税	個人災害損失	個人災害損失申告(査定)書	災害発生後30日以内	所在地の国税局、分局または稽徴所(税務機関)
営利事業所得税	営利事業災害損失	<ul style="list-style-type: none"> 営利事業原料・消耗品、商品変質除却又は災害申請書 営利事業固定資産及び設備除却又は災害申請書 	災害発生後30日以内	所在地の国税局、分局または稽徴所(税務機関)
営業税	小規模事業者の営業不能日数の控除	小規模事業者の営業不能日数の控除申請書	災害発生後申請	所在地の国税局、分局または稽徴所(税務機関)
娯楽税	査定徴収方式を適用する娯楽業者の営業不能日数の控除	災害損失による娯楽税の減免申請書	災害発生後申請	所在地の地方税務機関または分支機関(縣轄部分亦可向當地郷、鎮、市公所申請)
貨物税	既に貨物税を納めた業者の納税済み貨物が消滅または毀損し販売不可能な場合、税金の還付又は取り下げを申請することが出来る。	申請書	災害発生後30日以内	所在地の国税局、分局または稽徴所(税務機関)
タバコ酒税	既にタバコ酒税を納めた業者の納税済みタバコ・酒が毀損または消滅し販売不可能な場合、タバコ酒税及びタバコ健康福利税の還付または取り下げを申請することが出来る。	申請書	災害発生後30日以内	所在地の国税局、分局または稽徴所(税務機関)
家屋税(房屋税)	家屋の三割以上が毀損した場合。	家屋の災害損失による租税公課減免申請書	災害発生後30日以内	所在地の地方税務機関または分支機関
地価税	地すべり、地盤沈下、浸食、堆砂圧等の環境による制限及び技術の制限により土地の使用が不可能な場合。	地価税減免申請書	当年9月22日前又は災害発生後30日以内	所在地の地方税務機関または分支機関
鑑札税(使用牌照税)	自動車、自動二輪車(151cc以上)が災害により毀損し使用中止、除却する場合。	災害損失による鑑札税減免申請書	災害発生後1ヶ月以内	所在地の地方税務機関または分支機関



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617
E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369
E karenwu@kpmg.com.tw

日本人顧問

岡島 望

T +886 2 8101 6666 內線:23107
E nozomiokashima@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2025 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者: 陳彥富統括 / KPMG台湾

